

2001年8月7日

高知県知事 橋本 大二郎 様

部落解放同盟中央本部  
中央執行委員長 組坂 繁之

部落解放同盟高知県連合会  
委員長 中尾 和雄



### 部落問題解決に向けた高知県に対する要求書

冠省

新しき21世紀を迎え、21世紀の早い時期に部落問題を解決することが求められています。

幸い、多くの人びとの努力によって昨年12月6日、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発法」）が公布・施行されました。本年は、この法律の具体化が求められています。

一方、2002年3月末には、現行の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（「地対財特法」）が期限切れを迎えます。その後、部落問題解決に向けた同和行政並びに国の行政機構の在り方をどうするかが問われています。

その際、今日時点の部落差別の実態を明らかにするとともに、戦後の同和行政の基本を定めた1965年の内閣同和对策審議会答申（「同対審答申」）並びに96年5月の地域改善対策協議会意見具申（「地対協意見具申」）を踏まえた検討がなされなければなりません。

さらに、昨年来の不正融資事件をはじめとする一連の不祥事を契機に、県内におけるこれまでの同和行政や部落解放運動に対して、県民から厳しい批判の声が挙がっていることを真摯に受け止め、行政、運動団体ともども反省すべきは反省し、部落差別撤廃・人権確立という原点に立ち返って、県民の信頼の回復に全力を傾注していかなければなりません。

つきましては、今日の部落差別の現状を踏まえ、21世紀の早い時期に部落問題を解決し、差別のない人権が尊重された地域社会を創造していくことを願い、以下の基本的な要求を提出しますので、高知県の誠意ある回答を要請します。

#### 記

1. 昨年12月6日、公布・施行された「人権教育・啓発推進法」に対する県の見解を明らかにされたい。特に、衆・参両院の附帯決議を踏まえ、部落差別撤廃の観点から、高知県としていかなる「基本計画」を考えているかを明らかにされたい。

2. 1996年5月の「地対協意見具申」に対する県的基本的見解を明らかにされた

い。特に「同和問題に関する基本認識」等の中で、以下の諸点を明らかにしたことに対する見解を明らかにされたい。

- ① 部落差別がなお現存し日本社会の重要な課題であること。
- ② 部落問題をはじめとする日本社会に存在している人権問題の解決が国際的な責務であること。
- ③ 「同対審答申」の精神を踏まえ、部落問題解決に向けた今後の取り組みがあらゆる人権問題の解決と結びついている未来に関わった課題であること。
- ④ 部落問題の解決に向けて法的整備を含め各般の検討が必要であること。

3. 2002年3月末の「地対財特法」の期限切れを展望した、今後の同和行政、人権行政に関する県の見解を明らかにされたい。

その際、①1965年8月に出された「同対審答申」では、「部落差別が存在する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」と明確に述べられていたこと、②96年5月の「地対協意見具申」においても「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れもあることを視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」と指摘されていたこと、③さらに、「地対協意見具申」では、特別措置から一般施策へ移行するに際して、「既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである」と条件が示されていたこと、④総じてこれまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造し、同和行政をその重要な柱としていくことが求められていることを踏まえられたい。

4. 2002年3月の「地対財特法」期限切れ後の国としての同和行政、人権行政を確立していくうえで、今日時点の部落差別の実態を全面的に明らかにしていく必要があるが、県の見解を明らかにされたい。また、大阪府、鳥取県、徳島県、香川県等で昨年部落実態調査が実施されており、この調査結果からも学んでいくことが必要であるが、この点に関する県の見解を明らかにされたい。さらに、知事をはじめ幹部の部落視察を早急に実施されたい。

5. 今日時点の部落差別の現実を踏まえ、「同和行政基本方針」並びにこれを受けた「同和行政推進プラン」を策定されたい。また、人権に関する実態を把握し、同和行政を重要な柱と位置付けた「人権行政基本方針」並びにこれを受けた「人権行政推進プラン」を策定されたい。

6. これまで部落問題に取り組んできた都府県、市区町村の動向を見たとき、これまでの同和行政なり同和教育の推進に関わった行政機構を人権行政や人権教育を推進していくための行政機構へと拡充し、その上で同和行政なり同和教育を推進していくセクションを明確に位置付けているところが増加している。

高知県としても、これまでの同和行政の取り組みを踏まえ、これを人権行政へと発展させ、その上で同和行政を引き続き推進していくための行政機構を整備する必要があるが、この点に関する見解を明らかにされたい。

7. 高知県人権尊重の社会作り条例、「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画、高知県人権施策基本方針の積極的な具体化をはかられたい。また、高知県人権尊重の社会づくり協議会の委員に被差別当事者を位置付けられたい。

8. 地方自治体の取り組みを支援するとともに、国レベルにおいても部落差別撤廃・人権確立、人権が尊重された日本社会を創造していくための法制度の整備が求められているが、これに関する県の見解を明らかにされたい。

以 上

